

<p>国鉄改革完遂！          当たり前の労働運動を          前進させよう！          JR 東海労に          結集しよう！</p>	<p>J R          東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部          〒420-0851          静岡市葵区黒金町 68 番地          N T T 054-284-3608          発行責任者 半場弘恭          2023年6月27日 No.51</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 規程の訂正案件で会社がユニオンを評価？

6月12日、会社より組合側窓口にて「乗務員端末に入っている規程を本通にする」旨の連絡がありました。その連絡の中において会社は「ユニオンが要求していた」「東海労は訂正時間の超勤を要求していた」と、あたかもユニオンの要求を評価している（＝組合差別）かのように言ってきたのです。まさに組合差別の他ありません！

この間、交渉の場において会社は「他労組の事は話さない」と一貫していたのですが、今回は会社から一方的に他労組の事を話してきたのです。

規程の訂正については、乗務員端末導入時に規程自体は端末に入っていました。しかし、従来の紙ベースの規定も使用することとしていました。規程が訂正となるたびに各乗務員が紙ベースの規定を訂正せざるをえませんでした。

そのため私たちJR東海労は「会社が責任をもって訂正を行え」「各人が訂正する場合は訓練時間で訂正・確認を行え」と主張してきました。しかし、会社は「各人が訂正するもの」という姿勢を崩してきませんでした。よって、JR東海労は訂正に要した時間を超勤にするようにも求め、申し入れや訂正に費やした時間の超勤申請、労基署への相談などの闘いを作り出してきました。

結果、会社は「訂正する時間は付加時間で行える」と実情を無視した姿勢をとりながらも、訂正の確認を訓練時に確認するようにし、手書きで訂正していたものを切り貼りとし、切り貼りからページの差し替えへとし、今回、端末内の規程を本通にすることに改め『作業基準』以外の規程の訂正を無くしました。

**この間の闘いの成果として、私たちは確認します！！**

## さらに組合掲示物に介入！

さらに会社は、JR東海労静岡No.47（2023年6月8日発行）に対し「誰が書いたのか？」と問い詰めてきました。これは明らかに組織介入です！

会社はこの間、数々の不当労働行為を行い裁判にて断罪されているにも関わらず、何ら反省もなく同じことを繰り返しています。会社がこのようなことをして社員の教育が出来るのでしょうか？

**会社は、令和5年度の重点実施項目の**

**[安定的、協調的かつ建設的な労使関係の充実] を自ら守れ！**